

## 福島大学食農学類と福島森林管理署との連携及び協力に関する協定書

福島大学食農学類（以下「甲」という。）と福島森林管理署（以下「乙」という。）は、森林・林業分野における調査研究及び人材の育成等に向けた連携及び協力に関する協定を締結する。

（目的）

### 第1条

この協定は甲及び乙の密接な連携及び協力により、甲乙の森林・林業分野における調査研究及び人材の育成等を推進することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

### 第2条

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 乙は、甲の求めに応じ、国有林野等を活用し、法令や規定等の許す範囲での教育・実習のためのフィールドの提供、木材生産や森林整備の現場の見学、甲への講師の派遣等の協力を行う。なお、乙からのフィールドの提供、木材生産や森林整備の現場の見学等に当たっては、毎年度、甲が時期や回数、内容等を明記した計画を作成し、乙に協議を行う。また、乙のフィールドを甲が使用する際は別途定める「事務要領」に基づき行うこととする。
- (2) 甲は、乙の求めに応じ業務や調査研究等について学術的観点から助言指導等を行うとともに、データの提供等を行う。
- (3) その他、地域からの要請や社会ニーズに応じた活動等に連携・協力して取り組む。

（連絡調整）

### 第3条

甲及び乙は、この協定による連携及び協力の円滑な推進と一層の発展のため、定期的に連絡調整を行う。

（有効期間）

### 第4条

この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定有効期間満了の日の30日前までに甲または乙から特段の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

### 第5条

この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が相互に協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれ一通を保有する。

令和2年12月15日

甲 福島市金谷川1

福島大学食農学類 学類長  
生源寺 眞一



乙 福島市野田町7丁目10-4

林野庁関東森林管理局 福島森林管理署長  
田坂 仁志

